（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第二条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

（特別債券の引受け）

第十三条　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券（以下単に「特別債券」という。）を引き受けるものとする。

2　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、特別債券に係る経理については、国土交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3　特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

附則第十四条から第十八条までを削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項」を「附則第二条第四項及び第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改める。

第十七条第四項中「及び附則第十一条第一項第四号」を「及び附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第三号中「平成十年法律第百三十六号」の下に「。附則第十一条第二項において「債務等処理法」という。」を加え、「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

第十八条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「前条第八項及び第九項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第四項」に、「第八項に」を「第六項に」に、「前条第八項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を削る。

附則第四条中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「附則第十一条第一項第一号から第三号」を「附則第十一条第一項第二号から第四号」に改める。

附則第八条第一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第九項」に改める。

附則第十一条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

附則第十一条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第一号」に、「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と、同項第二号」に、「附則第十一条第一項第一号及び第二号」を「附則第十一条第一項第二号及び第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「附則第十一条第一項第三号」を「附則第十一条第一項第四号」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に、「附則第十一条第三項」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「附則第十一条第一項第二号」を「附則第十一条第一項第三号」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一　当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

二　平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。

三　債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと。

四　平成三十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項に規定する業務を行うこと。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改める。

附則第十三条第一号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附則中第十六条及び第十七条を削り、第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

附則第二十条中「並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条」を削り、同条を附則第十八条とする。

附則第二十一条中「、第十七条」を削り、「第三十二条」を「第二十一条」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則中第二十二条から第三十条までを削り、第三十一条を第二十条とし、第三十二条を第二十一条とし、第三十三条から第四十三条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第二十項中「附則第六条」を「附則第七条」に、「債務等処理法附則第二条第一項」を「債務等処理法附則第二条」に、「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号」を「同項各号」に、「附則第十六条」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の二中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に、「附則第六条」を「附則第七条」に改める。

第八十四条の三第四項中「以下この項及び」を削り、「附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項」を「附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は同項」に改める。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正）

第五条　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第六条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の改正規定を加える。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「と、同項第三号」を「並びに第十二条第三項と、同項第三号」に改める。